



募 集

鳥取ファミリー・サポート・センター（介護型）協力会員

介護の必要な高齢者と生活している人が安心して用事を済ませられるよう、簡単な家事・介護の援助を行うファミリー・サポート・センター（介護型）を開設しています。センターでは、高齢者のお宅を訪問し、援助をしていただける、協力会員（有償）を募集しています。次のとおり説明会を開催しますので、気軽にお申込みください。

巡回説明会（祝祭日は除く）

※鳥取地区は随時開催

| 対象地域 | と き | と ころ | 電話番号 |
|------|-------------------|------------|----------------|
| 国府 | 毎月 11:00～11:45 | 各町総合福祉センター | (0857) 22-1880 |
| 福部 | 第4月曜日 10:00～10:45 | | (0857) 75-2337 |
| 河原 | 11:15～12:00 | | (0858) 76-3125 |
| 用瀬 | 毎月 10:15～11:00 | | (0858) 87-2302 |
| 佐治 | 第3月曜日 9:15～10:00 | | (0858) 89-1022 |
| 気高 | 10:15～11:00 | | (0857) 82-2727 |
| 鹿野 | 毎月 11:15～12:00 | | (0857) 84-3113 |
| 青谷 | 第2月曜日 9:15～10:00 | | (0857) 85-0220 |

援助内容 食事の準備・後片付け、掃除、病院などへの付き添いなどの専門性を要しない軽易なもの

会員登録料 無料

問い合わせ先 鳥取ファミリー・サポート・センター（さざんか会館1階） ☎(0857) 22-7474 / 各町総合福祉センター（上記表参照）



女性卓球教室

対象 初心者的一般女性

と き 10月25日（水）～12月13日（水）

計8回 午前9時30分～11時30分

と ころ 市民体育館吉成三丁目

受講料 1500円（スポーツ保険料含む）

定員 30人（先着順）

申込方法 受講料を添えて直接市民体育館まで

申込期間 10月2日（月）～10月14日（土）

申込・問い合わせ先 市民体育館

☎(0857) 24-5222



10～12月 雇用アドバイザー出張相談

求職者の就労支援のため、毎月1回、雇用アドバイザーが出張して相談を受けます。日程、会場は、次のとおりです。どなたでも利用できます。気軽に相談ください。

| と ころ | と き |
|-------------|--|
| 福部町総合支所 | 毎月第2月曜日 午前10時～11時30分 ※10月は10/16（月）に実施 |
| 用瀬町総合支所 | 毎月第2月曜日 午後2時～3時30分 ※10月は10/16（月）に実施 |
| 国府町総合支所 | 毎月第4月曜日 午前10時～11時30分 |
| 気高町総合福祉センター | 毎月第4月曜日 午後2時～3時30分 |
| 湖南地区公民館 | 毎月第1火曜日 午前10時～11時30分 |
| 下味野隣保館 | 毎月第2火曜日 午前10時～11時30分 |
| 津ノ井地区公民館 | 毎月第2火曜日 午後2時～3時30分 |
| 古海隣保館 | 毎月第3火曜日 午前10時～11時30分 |
| 末恒地区公民館 | 毎月第3火曜日 午後2時～3時30分 |
| 豊実地区公民館 | 毎月第4火曜日 午前10時～11時30分 |
| 岩倉地区公民館 | 毎月第1金曜日 午前10時～11時30分 ※11月は11/10（金）に実施 |
| 富桑隣保館 | 毎月第1金曜日 午後2時～3時30分 ※11月は11/10（金）に実施 |
| 倉田隣保館 | 毎月第3金曜日 午前10時～11時30分 |
| 中ノ郷地区公民館 | 毎月第3金曜日 午後2時～3時30分 ※10月は10/27（金）に実施 |

問い合わせ先 市役所第2庁舎産業振興課 ☎(0857) 20-3222

特別障害給付金制度のお知らせ



<対象となる人>

国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金1・2級相当の障害状態となった人で次の①②のいずれかに該当する人
①昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金保険などに加入していた人の配偶者
②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
※特別障害給付金の支給は、受付月の翌月分から支給いたします。障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合でも、まずは請求書を提出してください。

社会保険事務所の年金相談をご利用ください



鳥取社会保険事務所では、平日、午前8時30分から午後5時15分まで年金の相談窓口を開設しています。下記の時間延長なども実施していますので、ご利用ください。

◇年金相談時間の延長

毎月第2月曜日は午後7時まで相談時間を延長しています。

◇年金相談日の拡大

毎月第2土曜日に年金相談を開設しています。（午前8時30分～午後4時まで）

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857) 27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857) 20-3484